

高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第4回）

令和6年6月17日

【福原座長】 皆さん、こんにちは。それでは、定刻になりましたので、ただいまから、高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議（第4回）、予定での最終回ですが、開催をいたしたいと思います。

本日は、大変暑くなっている中、御多忙のところを、皆さん、御出席、御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もですが、田名部委員が御所用によりまして御欠席と伺っておりますので、前回に引き続き、代理として、全国高等学校PTA連合会の中川事務局長に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【中川委員代理】 よろしく申し上げます。

【福原座長】 それでは、まず本日の会議の配付資料の確認でございますが、議事次第のとおりとなっておりますので割愛をさせていただき、もし不足等ございましたら、事務局にお申しつけいただくようお願いいたします。

それでは、本日の議題に入る前に、前回の検討会議の最後に、市原委員から御質問をいただいたところがございますので、この点につきまして、事務局から補足の説明を行わせていただくということから始めたいと思います。

それでは、まず、補足の御説明をお願いします。

【事務局】 資料3の29ページを御覧ください。前回の会議の最後に市原委員からいただいた御質問について補足の説明をいたします。

前提として、修学支援新制度では、高校卒業時に経済的な理由により大学や専門学校への進学を断念することがないように支援するものでございますので、原則として、高校卒業後に一度に限っての支援としております。

一方、学生の学びを支援する観点から、単位を引き継いで編入学する場合には、支援を継続することとしております。

学校教育法の体系におきまして、大学から短期大学への編入学は規定されていませんが、大学から専門学校2年次以降への異動は可能となりますので、修学支援新制度では、例えば、丸2にございますとおり、大学から専門学校の2年次に単位を引き継いで編入学した場合は、

支援を継続することとなっております。

補足説明は以上でございます。

【福原座長】 以上でございますが、市原委員、また、ほかの方々、よろしいでしょうか。確認までですが。

特に重ねてのお尋ね等がございませんので、本件は以上として、それでは、本日の議題へと移ってまいりたいと思います。

前回の会議におきましては、各関係団体への意見照会の結果、各団体からは、現場の職務に従事されている方々の様々なお声も含めながら、丁寧な回答をいただいたことを確認したところでございます。

また、各大学におかれましても、新制度の利用者に対して大変きめ細かなサポート体制が構築され、実施されているということも確認ができました。

その上で、前回の最後のところで、事務局にて、これまでの検討経緯というテーマでまとめをいただいたところであります。

本日は、これまでの検討会議におきまして、各委員からいただいた、大変貴重な意見の数々をいただいておりますが、それらと、前回御紹介いただきました各関係団体からの御意見を踏まえまして、当委員会の主たる任務でございます学業要件の在り方について、今回の報告書を取りまとめていく作業をいたしたいと考えております。

そこで、これまでのそのような経過を踏まえまして、事務局において、その報告書のたたき台となるものを報告（案）として作成をしていただきましたので、まず、本日の議論のたたき台となるその案を説明、紹介していただくということから始めたいと思います。

それでは、御説明をよろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料1として、学業要件の在り方についての報告書の案、資料2として、その概要を1枚にまとめた資料を御用意しております。この場では、資料1を用いて御説明いたします。

まず、資料1、報告案の目次としまして、1ポツ、学業要件の在り方について、(1) 学業要件全体に係る考え方、(2) 出席率・修得単位数に係る要件、(3) GPA等の学修成果に係る客観的な指標に係る要件、(4) その他の学業要件、この4つに整理しております。

また、本会議では、学業要件以外のことも含め、御意見を頂戴しましたので、2ポツとして、今後の検討課題として整理しております。

2ページを御覧ください。

「はじめに」のところでございますが、こちらは制度の趣旨や検討の経緯について、前回と同様の記載をしております。

3ページを御覧ください。

上から2つ目の丸のところですが、前回の会議において、関係団体から御意見をいただきました。そちらについて全体的な方向性として、例えば、今次の改正に伴う受給対象者の拡大に応じ適切な水準をあらかじめ設定しておくことは極めて困難であることから、当面の間は現行基準を維持し、対象となる学生にとって不利な取扱いとなる場合には、例外的な配慮を行うことも可能とする方針がよい。より多くの経済的問題を抱える学生がこの制度を引き続き活用できるよう、要件の厳格化は極力避け、弾力的な取扱いを検討することが望ましい。支援対象範囲拡大に伴う公費の増額が見込まれ、本制度の運用については、より一層の透明性と公平性が求められることを踏まえ、支援継続の条件には、今後も一定程度厳格な基準を定めることが適切であるなど、多様な御意見をいただいたことをまとめてございます。

続いて、4ページを御覧ください。

学業要件の在り方について、まず、全体に係る考え方でございます。

上の箱のところにも記載しておりますが、1つ目の丸につきまして、本制度は支援を受けた学生等が、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としております。また、公費を投じる以上、社会的にも理解が得られるような学生等に対して支援を行う必要があるということをもとめてございます。

これらのことから、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で、学生等に対して支援を行うことができるよう、学業要件が設けられているという趣旨を記載してございます。

2つ目の丸です。具体的には、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、本人の学修意欲や進学目的等を確認し、要件を満たす場合は、人数の制限なく支援の対象とすることとしています。

このように採用時の要件は緩やかにしておりますが、その一方で、大学等への進学後は要件を課し、これに満たない場合は「廃止」、「停止」、「警告」の措置を講ずることとしております。具体的には、進学前と進学後で「学修意欲」を継続的に確認しつつ、進学後は「学修意欲」に加え、学生の十分な学修状況をしっかりと見極める観点から、学修成果の

「質」についても一定の要件を設けている。「学修意欲」と「質」のいずれもそれぞれ満たす必要があるという現在の考え方のまとめでございます。

その次の丸です。この基本的な考え方は、本制度の根幹となるものであり、4年経過した現時点においても積極的に変更すべき不合理性は見られない。また、前回の関係団体からの意見聴取でも伺いましたが、現状においても、各大学等において支援対象者に対するきめ細かなサポート体制が構築されております。こうした中で、基本的な考え方を変更することは、今後、支援対象者の拡大を控える中にあって、これまでの現場における学修支援充実の取組を改めさせることにもつながるおそれがございます。そうしたことから、本制度を着実に定着させていく観点からも、引き続き維持することが適当ではないかとまとめております。

その際、関係団体からの御意見の中にも、各学業要件につきまして、求めているものやその妥当性について、教育的かつ丁寧に説明すべきという意見があったことに留意すべきであるとまとめております。

続いて（2）出席率・修得単位数に係る要件です。

上の箱に現行の要件を記載しておりますが、廃止については、出席率が5割以下、修得単位数が標準単位数の5割以下となっております。警告については、出席率が8割以下、修得単位数が標準単位数の6割以下となっております。

1つ目の丸に趣旨を記載しております。本制度では、進学前に確認する学修意欲につきまして、進学後も引き続き十分な学修意欲を有することを確認するため、出席率や修得単位数について一定の要件を課しております。

まず、出席率についてですが、1科目の授業数が15回である場合、現行では3回欠席した場合に警告、8回欠席した場合に廃止となります。その次に、データを記載しておりますが、警告となった割合は2%、廃止となった割合は0.7%となっております。

その次の丸、学生等へのアンケートも御紹介しつつ、その次の丸ですが、出席率は学生等本人の学修意欲や努力による要素が大きく、学びの意欲を測る一番の指標であるという御意見や、高等学校における出席に係る取組等も勘案して、廃止の要件である「5割以下」はより厳しくすべきであるとの御意見、また、「本人の学修意欲等に大きく左右される要件は現行基準の見直しが必要」といった御意見を踏まえまして、支援を受ける学生等の学修意欲を喚起する効果を高めるために、この要件の適正化を図る観点から、総合的に勘案しまして、「廃止」の基準を1割程度引き上げることが適当であると案をまとめております。

一方、「警告」の基準につきましては、現行の「8割以下」より厳しい「9割以下」とする場合、半期に1回しか欠席が許容されないことになるため、現行の基準を維持してはどうかとまとめております。

また、その次の丸、関係団体からの御意見の中には、授業形態等により精度に欠ける場合がある。精度を上げるためにかかる労力は負担が重いという御指摘や、「教育方法が多様化する現在の大学において、すべての科目で、出席率を一律の基準で測定している大学は少ないのではないか」という御意見もございました。この点につきましては、出席率で測ることができない場合の取扱いについて、具体的に大学等に示す必要があるとしております。

続いて、修得単位数ですが、現在、6割以下である場合は警告、5割以下である場合は廃止としております。昨年度末におきまして、この要件によって警告となった方の割合は0.2%、廃止となった方の割合は0.9%となっております。

その下、学生等へのアンケートもまとめておりますが、その次の丸でございます。学部等の特性により必ずしも毎年標準単位数について10割以上である必要性はないものの、関係団体からの御意見の中にも、「標準単位数の6割以下は留年が決定する低さであり『警告』の意味をなさない」との御指摘があるように、修得単位数が少ない場合、修業年限内での卒業や修了が難しくなることを踏まえまして、支援を受ける学生等の学修意欲を喚起する効果を高めるために、本要件の適正化を図る観点から、総合的に勘案しまして、「警告」及び「廃止」とする水準を1割程度引き上げてはどうかとまとめております。

一方、これは出席率・修得単位数だけではなく、GPA等も共通しますが、本制度の対象学生には経済的困難な状況にある学生が多く、また、合理的配慮が必要な学生といった多様な学生がいることにも配慮する必要があることから、要件を厳しくすべきではなく、その弾力的な取扱いが検討されてよいなどの御意見を踏まえまして、出席率・修得単位数に係る要件の取扱いにおいても、不慮の事由がある場合には十分に留意すべきであると整理しております。

次の8ページに、今申し上げた内容を見直し案としてまとめております。下線を引いているところが現行制度からの変更点になります。

まず、廃止につきましては、出席率、標準単位数、いずれも現行の5割以下から6割以下。警告要件につきましては、出席率の8割以下は変更なし、修得単位数については、標準単位数の7割以下として案をまとめてございます。

また、星のところですが、御指摘がございましたとおり、出席率で測ることができない

場合の取扱いについて、具体的に大学等に示すこと。また、傷病や災害等の不慮の事情がある場合には、引き続き警告・廃止とせず、このような不慮の事情として斟酌すべき場合等について、より具体的に大学等に示していく必要があると整理してございます。

続いて、9ページを御覧ください。GPA等の学修成果に係る客観的な指標に係る要件についてです。

現行の要件として上に整理しておりますが、警告として、GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属することとしております。

この点について、米印で記載をしておりますが、令和5年10月から2回連続して警告の区分に該当した場合、それまでは廃止となっていたところ、2回目の警告が本要件のみである場合は停止としております。

また、その下の米印、以下の場合には、上記に該当しない場合として整理をしておりますが、1つ目が、学部等の教育課程と密接に関連した学修成果を評価するにふさわしく、職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合、社会的養護を必要とする方で、学修意欲や態度が優れていると認められる者、この2つを整理しております。

その下、1つ目の丸ですが、本制度では、進学後の学生等自身の十分な学修意欲や学修状況をしっかりと見極める観点から、このGPA要件を設けております。そのことにより、支給を受ける学生等の学修成果の「質」についても一定の水準を求めています。

GPAについては、客観的な成績評価を行う方法として導入されておまして、体系化された教育課程における学生等の学修成果の状況を示す指標として、学生の方々へのきめ細やかな履修指導や学修支援と一体的に運用されております。また、進級・卒業要件、退学・留年勧告等の基準として用いられている場合もございます。

関係団体からの意見聴取においては、例えば、全国共通の何らかの指標を設けて判断することや、相対評価によらず絶対評価とするなど見直しが図れないか、数値で示す方がよいといった御指摘があったところですが、学修成果の評価に当たりましては、大学等によって、その算出方法や運用実態が様々でございます。そうした中、本制度における一律の水準として、絶対的・統一的なものを設けることは困難であることから、本制度においては、相対的な水準による要件としております。

その下の丸、以前、会議でも御紹介したことを簡単にまとめております。旧給付型奨学金では「警告」は「下位2分の1」として設けておりましたが、本制度では「下位4分の1」

としてございます。

その次、10ページの1つ目の丸、一旦「警告」の連続により支援が受けられなくなっても、修学を継続し、良好な学業成績を収めて修業年限までに卒業することを後押しするため、支援を受けられなくなった後の学業成績次第で支援を再開することができるよう、昨年10月より二度目の「警告」が、この要件のみに該当する場合は、「廃止」ではなく、次の学業成績の判定時までには支援を「停止」とするという仕組みを新しく設けたところです。

その次の丸でございます。昨年度末におきまして、この要件によって「警告」となった方の割合は10.8%、「停止」となった方の割合は3.5%となっております。

また、この要件によって「警告」となった学生の方々のうち、その次の判定において「継続」となった方の割合は約6割となっており、端的に言うと、6割の方が上位4分の3となつて「警告」から脱していることになります。脚注12で具体的に大学の場合のデータを御紹介しております。本要件による「警告」により学修を促す効果が一定程度あるのではないかと評価をしております。

その次、学生の方々へのアンケートについて紹介しつつ、その次の丸です。令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に伴う支援対象者数の拡大により、GPA等が下位4分の1とならないよう努力する方が増え、本要件を満たすことが難しくなるのではないかという御意見もございました。また、関係団体からの御意見の中でも、GPA基準のみ未達の学生については、相対評価による判定となるため、たとえ2回連続で該当したとしても、一律に御本人の学修意欲が乏しいと判断することはできないという御指摘もございました。一方、学生アンケートでは、現行要件が厳しいとする回答が少数であること、また、必要以上の緩和は社会の理解が得られない可能性があるという御指摘もございました。

このように本要件の在り方については様々な御意見があったところでございますが、本要件については、前述の「停止」の仕組みを導入したところであり、これにより連続「警告」により「廃止」となった学生の方々が、令和4年度末において4.1%だったものが、その翌年度末は1.0%減少しております。また、「停止」の導入による学生の方々への学修の喚起等の効果を把握することが必要であることから、当面はGPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属することとする本要件について、維持することが適当ではないかとして事務局の案としてまとめてございます。その上で、「停止」の仕組みを導入したことによる効果や、今後、支援対象者を拡大することによる影響等も踏まえた上で、本制度における学修成果の評価の在り方について検討する必要があるとしてございます。

11ページ、1つ目の丸です。先ほど、2つの特例について御紹介申し上げましたが、これらの特例の取扱いにつきましては、見直す要因が生じているとは考えられないという御意見や、また、特例の取扱いを増やして複雑にすると、必要な情報が届かないのではないかという御意見があったところでございまして、変更しないことが適当ではないかとまとめてございます。

最後のところ です。こちら この会議で多く御意見を頂戴いただきましたが、学生等の学修意欲を喚起する効果を高めていくためには、学生等が当該水準について予見可能性を持つことが肝要です。また、成績評価結果の分布等に関する情報を共有することは、各教員間・授業間における成績評価基準の平準化や、評価の客観性・信頼性の確保が進むことも期待される ところ です。これらのことも踏まえ、各大学等の判断になりますが、大学等において算定方法や分布状況を公表するとともに、各学部等における過去のGPA下位4分の1となる水準等を学生の方々に対してあらかじめ示すなどの工夫を促すことが必要であるとまとめてございます。

以上、御説明申し上げたことを12ページにまとめております。上の要件のところには変更を加えておりませんが、下で星として3つ、今後の運用の改善について記載しております。

1つ目、これは出席率・修得単位数のところ で申し上げたことと同じですが、不慮の事情として斟酌すべき場合等について具体的に大学等に示すこと。また、2つ目、昨年10月に導入した「停止」の効果をはじめとした実施状況等を踏まえながら、今後、学修成果の評価の在り方について検討が必要であること。最後、学生等が十分な予見可能性を持つことができるよう、各学部等における過去のGPA下位4分の1となる水準等を学生等に示すなどの工夫を促すといったことをまとめてございます。

続いて、13ページです。こちらは、傷病や災害等の不慮の事情がある場合に、「廃止」または「警告」に該当しないこととする特例につきまして、一番最後の丸のところ にございますが、これまでの過去4年間の制度実績によりまして、より具体的な事例等が蓄積されているところでございます。この蓄積を踏まえまして、各関係団体の方々とも情報を共有しながら、不慮の事由として斟酌すべき場合等について具体的に大学等に示すことの必要性について、最後の丸のところ でまとめております。

その次、14ページです。こちらは、今後の検討課題について整理しております。

本検討会議では、学業要件の在り方の検討を中心としつつ、制度全体について幅広い御意見を頂戴いたしました。そのことを含めまして、ここにまとめております。

上から3行目、本制度につきましては、低所得者世帯の方々に対し、社会で自立し、活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成することを目的として始まったものですが、他の高等教育施策や、各大学等における学修支援、生活相談等の様々な取組を牽引していくべきものであり、支援を受ける学生の方々ととどまらず、全ての学生等に対して、よりよい学修の機会が行き届けられるように取り組んでいくことが重要であるということを総論として記載してございます。

この総論を踏まえつつ、以下のところで、本制度の在り方等において留意すべき事項として、それぞれまとめて記載をしてございます。

1つ目の括弧です。「大学等における学修支援・生活相談の重要性」について整理しております。

本制度の目的に鑑みますと、学業成績が芳しくない学生等に対して指導的な警告を与え、支援を受ける学生等に対して成績改善を促す、こういったことは一定程度妥当である一方、そのような学生の方々に対して、きめ細かな学修支援や生活相談を併せて実施することが重要です。その際、職員の方々のみならず、教員の方々も含め、教職員全体が学業要件について理解した上で、組織的な支援を受けつつ、一人一人の教職員の方々が学修支援や生活相談に取り組んでいく、こういったことは全学的な教学改革と結びつくものであり、その一環として取り組むことの有効性について理解されるべきであるということを、これまでの御意見を踏まえて整理をしております。

また、その次の丸、関係団体からの御意見聴取の中でも、学生が直接相談できる窓口を設置したり、「警告」となった学生の方に対して、学修フォロー計画を提示したり、「警告」判定のあった学生の方々に対する情報を担任とも共有して、修学上の改善を促す。また、特に「廃止」となったの方々に対して、各種民間団体や大学独自の奨学金等を案内したり、授業料の分割払い、支払い猶予等の対応を行う場合があるなどの御報告をいただきました。このように各大学等においては、学修支援や生活相談が丁寧に行われている様子が、前回の関係団体からの御報告でも伺えたところでございました。このような優良事例を参照し、学修支援や生活相談のさらなる充実につなげることが重要と考えておりまして、それに資するような仕組みが必要であるとしております。加えて、「廃止」や「警告」になる前に、「やむを得ない事情」の特例に該当する学生を事前に把握することが何よりも重要という御指摘もございました。日頃からの学生支援、生活相談の重要性も改めて認識が必要であるということでもまとめております。

14ページ、一番下の括弧のところで、初等中等教育段階における周知の重要性についてまとめております。

学生等へのアンケートの結果の中でも、本制度を知ったきっかけとして、「高校生のときに学校の先生から話を聞いて知った」と回答する割合が半数以上で最も多かったところです。一方、本制度の学業要件については、「学業要件の内容を含めて知っていた」割合が63%という状況でございました。

その次の丸です。高校生等が経済的な理由により進学を断念しないようにし、また、進学後における学生等の努力による成績の維持・改善に係る実効性を担保するためにも、学業要件の存在・趣旨等が周知されている必要がございます。特に支援を受けようとする方々については、進学する以前の段階で制度の内容が十分に周知されることが肝要であると整理しております。

また、先ほどのアンケートの中でも、本制度について知りたかった時期として、中学校段階を挙げた方が2割程度いらっしゃいました。高校段階への進路選択を行う中学校段階をはじめ、初等中等教育段階においても児童生徒や保護者への周知がなされることが必要と整理しております。その際、児童生徒や保護者が本制度の存在を早い段階から知って、経済的な理由で高等教育における学びを断念することが少しでもなくなるよう、幅広い広報や、日頃から子供たちや保護者の方々に接している先生方への周知等について丁寧に行っていくことが重要と整理しております。

その次の括弧「学修成果の評価の在り方」です。

こちらは、先ほどGPA要件のところで御説明申し上げましたが、本要件が相対評価によるものであり、学生等の努力のみによって充足することが難しい場合もあることから、要件を見直すべきという議論もございました。関係団体からの御意見聴取の中でも、精いっぱい頑張ったにもかかわらず、成績不振となる学生もおり、こういった学生に対しては救済を検討してもよいという御意見もございました。繰り返しになりますが、新設した「停止」区分の状況を引き続き注視した上で、今後、例えば、学修意欲が高く本人の努力が明らかであると確認できる場合には、警告に該当しないこととするなど、実施状況等も踏まえながら、引き続き検討していくことが望ましい、その旨を記載してございます。

その次の括弧です。「教育費負担軽減の実施状況や効果等の検証について」として、1つ目の丸として、本制度では、令和6年度、7年度にさらなる支援策を講じていくこととなっております。必要となる予算を着実に確保しつつ、このような教育費負担の軽減を進め、

その実施状況や効果等を検証しつつ、引き続き、高等教育費の負担軽減に向けて適切な見直しを行うことの必要性について、記載しております。

2つ目の丸、その際として、この会議でも御指摘をいただいてまいりましたが、年々制度が複雑となっており、手続も煩雑であることから、大学等の事務担当者の負担はもとより、制度を利用する学生等にとって分かりにくいという御意見も多くございました。この点に留意をしつつ、学生等が制度の趣旨ですとか内容を十分に理解できない状況が改善できるよう、手続の簡素化を図ることも含めまして、できる限り簡易で分かりやすく負担の少ないものとなるよう努めることが大切であると整理しております。

その次の括弧のところで、「学生等や中学生・高校生等の意見を受け止め反映する取組について」、整理をしております。

前述の学生等へのアンケートは、本制度を活用して卒業・修了した学生等を対象としたものでございましたが、多様な意見を制度改善につなげていく視点からも、特に学業要件により「警告」、「停止」、「廃止」となった学生の方々や、これから高等教育への進学を考えている中学生・高校生、また、その保護者の方々からの意見を受け止めていくことも肝要であると整理しております。

最後、「おわりに」としまして、家庭の経済状況により進学や修学を断念することがないよう支援を行う本制度について、公費による支援という性格を踏まえた適切な学修状況に係る評価を実施すること。また、学修意欲の喚起に当たっては、学業要件に係る評価のみではなくて、学生等の多様化等を踏まえた学修支援・生活支援を実施すること、これらに向けた制度の改善、見直しについて御提言をいただくとまとめております。

そして、高等教育全体の支援を拡大することは、同時に、高等教育への期待や果たしていくべき役割の大きさ、また、進学後の人材輩出についても目を向ける必要があり、総合的な視点から取り組んでいくことが重要であるということで、事務局としての案としてまとめております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【福原座長】 ありがとうございました。

今、御説明いただいたところを一目の元に置くということで、資料2というものも用意いただいたということでございます。

さて、ただいまの事務局からの説明内容を踏まえまして、この後、議論をしてまいりたいと思います。

そして、ただいま御説明をいただきました内容を案として用いまして、本日、この後、委員の皆さん方からいただきました御意見、御質問からいただくかと思いますが、報告書を完成させていくプロセスを踏みたいというふうに思っております。

分量もございますし、うまく体系的整備もされておりますので、議論を効率的に進めていくという意味で、この報告案の章、節別にといいますか、御議論いただければありがたいというふうに思います。

「はじめに」というのと「おわりに」の辺りは、また、その議論を踏まえて自由に御指摘いただくということにいたしまして、まず、1の(1)、学業要件全体に係る考え方、この部分から御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【室橋委員】 じゃあ、ちょっと質問をいいですか。

【福原座長】 はい、どうぞ。ほかのことでも構いません。

【室橋委員】 全体的にきれいにまとめていただいたと思います。

これは、制度変更、正確には、むしろこの後の項目かと思っています。制度を変更したときに、既存のもらっている学生にも適用されるという理解で合っていますか。新しく受ける人たちだけではなくて、今の大学1年生とか2年生も来年度からはルールが変更されるということだと。

【事務局】 令和7年度からこの新しい要件を実施することを想定しております。

【室橋委員】 それは、いつ具体的に決まって、周知期間が始まるとか、何となく決まっていたりしますか。

【事務局】 この会議での報告がまとめ次第、文部科学省として、この内容で進めていくことを関係の方々に周知をしてまいります。なお、この制度の内容は、省令事項となっております。省令改正についても適宜進めてまいります。まずは改正よりも先に、会議としての方向性をおまとめいただきましたら、関係の方々に周知をしっかりと行ってまいります。

【室橋委員】 現行の学生に周知するというのがやや気になった部分ではあるというので質問させていただいたところで、一旦、大丈夫です。

【福原座長】 大変大事な御指摘ですが……。今のことに関係してですか。

【仁科委員】 はい。

【福原座長】 どうぞ、仁科委員。

【仁科委員】 確認しますが、令和7年度から、そのときで在籍している学生も適用、こ

うちに適用なのですね。令和7年度入学生から適用ではないですね。

【事務局】 令和7年度に在籍している学生から適用することを想定しております。

【室橋委員】 ちょっとやっぱり懸念するのは急に変わるということだと思うので、予定というか、何となくリズムが変わるではなくて、そこは早めに丁寧に御説明していただけると、多分、学生にとってはありがたいだろうなという。

【福原座長】 7年度の結果からということですよ。

【事務局】 そうです。7年度の学業要件の判定からになります。

【福原座長】 そうですよ。

【事務局】 例えば、出席率は単年度の評価ですので、現在の案でいうと「廃止」の要件が厳しくなりますが、そのことについては、今年度のうちに、来年度に入る前にしっかり周知しなければならないことです。

【福原座長】 そうですね。

【仁科委員】 そうすると、ある学生にとってみると、途中から若干内容が厳しくなるわけですよ。

【事務局】 そうですね。例えば、今、2年生の方からしたら、3年生から取扱いが厳しくなるということとはございます。

【仁科委員】 普通、法律は、遡り適用はしませんよね。そのイメージからすると、ちょっと違和感を感じるんですけども、財政的状況とかいろいろあるのかもしれませんが、要するに、どういうつもりで入ってきたかということを考えると、遡及適用していいのかなというのは、ちょっと思うんですけども。

【事務局】 そうですね。御指摘を踏まえて整理をしたいと思いますが、遡及適用というよりは、毎年度毎年度、学業要件を確認している中で、その提示している学業要件が変わっていると考えておりましたが、全体として学生の方に不合理にならないように検討したいと思います。

【吉岡委員】 学生の期待権の話ですよ。今、大体このぐらいでやっていけばいいだろうと思っていたのが、学年が替わったらそうはいかないということが起こるのをどう考えるかということですよ。

だから、出席は確かに厳しくなる。厳しくなるけれども……。そこをどう考えるかですよ。

【仁科委員】 そうですね。

【福原座長】 制度そのものの適用対象が拡大されていくわけですから、その拡大される時期というのは、恐らく新入生からじゃなくて、入学していてもいいわけですね。

例えば、多子世帯の保護ということであれば、3子の一番長子が2年生でいて、3年生にいたら、その制度のときから減免になるわけですね。

【事務局】 そうですね。同じ学年の学生さんの中でも、例えば、入学時から適用されている方もいれば、3年生になってから適用される方もいらっしゃいますし、学年によって基準が変わることによって、大学での事務がどうなるのか、そういった辺りも含めて、この会議の御検討を踏まえて検討したいと思っております。

【福原座長】 制度の改正や経過措置、その他については、大変テクニカルなところもございますが、ただいまの報告書の中では触れられていない点について、まず御指摘や御意見をいただきました。

何か今の制度変更があるという案をまず出してあるんですけれども、それはそういう制度変更があった場合の適用年度、また、それへの理解や周知ということに関しまして、ほかに御意見があれば伺いますが、いかがですか。

大変重要な御指摘だったと思いますので、受け止めておきたいと思います。

【仁科委員】 お聞きして、いいですか。

【福原座長】 はい、どうぞ。

【仁科委員】 多分、個人的には、やっぱりその人にとってみると、途中で制度が変わるというのはおかしいと思っているんですけれども、ただ、この制度自身が、もともと1人弟が大学に入ったとか、そういう状況によって、毎年状況が変わるということなんですね、この制度は。そういう点では、いや、自分を納得させているんですけれども、最初は遡及適用はおかしいなと思ったんですけれども、遡及適用というか、この制度自身が、その年度、その年度でも状況が変わるというものが積み重なって動いているということですかね。

【事務局】 今のお話について、例えば、来年度から始まる多子世帯については、扶養する数によって変わったりですとか、あとは、所得の要件とかでも……。

【福原座長】 所得の？

【事務局】 判定を毎年度、半期ごとにしております。

【福原座長】 所得も毎年度違うということだから。

【事務局】 入学時に遡って厳しくするというのではなく、毎年度毎年度、判定しているものについて先に向かって判定をしておりますが、学生さんのお立場からすると、入学

してから厳しくなったとなると遡及されたように感じるというのはあると思いますので、そこは実際に学生の立場から見て過度に不合理にならないようにしたいと思ってございます。

【事務局】 申し上げたように、恐らく遡及はしていないと思いますので、吉岡先生がおっしゃるように、この当事者間の一方の将来に対する予見なり期待というのが、この変更がそれを覆すほどのものであるのかという価値判断ではないかと。過去の事象には及んでいませんので、遡及という概念は……。

【福原座長】 ありがとうございました。大変重要な御意見ですので、この制度そのものの御理解を得ていただくというところで、周知を徹底していただくことが必要だという要旨のところがございましたので、そこで制度の変更に当たっても、これの適用を受ける学生はもちろん、関係者に御理解いただくように努めるべきだというふうな御意見として承って書き込めればというふうに思っております。ありがとうございます。

本当にこの制度、皆さん、大事に受け止めていただいているということが、この議論の経過中や意見をお聞きしても分かりましたし、そして、この制度があるがゆえに、やはりそれに関連する各自治体の支援だとか、いろいろなところからの修学支援というものが高まっていく、そういう核にもなっているということからいたしますと、大変重要な制度かというふうに思いますので、その周知という意味では、いろいろな点も進めていただければというふうに思います。

では、ほかに何か、各論に入る前に、今のような報告書案で触れられていなかった点や、その他の点についての御質問がありましたら承りますが、よろしいですか。

また途中でお気づきの点がありましたら、お述べいただきたいと思います。

それでは、順番に点検をするという形で進めていきたいと思いますが、1の(1) 学業要件全体に関する考え方、やや総論的ですが、大きなスキームですね。これまでの「廃止」、「停止」、「警告」といったようなスキームですとか、そういった点について、これまで御意見をいただいたところ、何かこういうこともあったんだけど補完すべきでないとか、表現に当たっても結構ですが、御指摘があればいただきたいと思います。

では、また各論をやってフィードバックするということで、より各論的なところに進めますと、次に1の(2)の出席率・修得単位数に係る要件というところがございます。

一部厳格化というよりは、皆さんの御意見を踏まえて、この制度の健全性を高める、また、修学意欲も高めるという意味で、若干の修正がされておりますけれども、現実には、

統計上のパーセンテージからすれば、妥当な範囲に入るのではないかというところに結論は落ち着いているわけですが、これらを見て、いかがでしょうか。まず、出席率と修得単位数のところでは、

【室橋委員】 よろしいですか。

【福原座長】 どうぞ。

【室橋委員】 では、一応、確認というか、あれなんですけれども、これでいいかなと思っています。星の、P8の「出席率で測ることができない場合の取扱いについて、具体的に大学等に示す」というのは、大学のみを示す、要は、学生にはあまり見られない場所で示すという感じなんですか。

【事務局】 まず、この「出席率で測ることができない場合」として、どういうものを想定しているかを申しますと、例えば、課題の提出状況ですとか、授業外での学修状況などを勘案して、と思っております。そして、当然ながら、それが大学や専門学校だけに示すのではなくて、しっかり各学校が学生さんにも示すことが重要と思っております。学業要件の取扱いについて、しっかり示していきたいと思っておりますので、例えば、下に米印で記載をしておりますけれども、当省の事務処理要領は、各大学等の方に御覧いただきますが、その他にもQ&A等も作っておりますので、そうした中でしっかり示してまいります。

【室橋委員】 ありがとうございます。

【福原座長】 いかがですか。PTAのほうからは、出席をもっと厳しくということが……。

【中川委員代理】 いや、もっとということでは……。

【福原座長】 もっとと言うと。

【中川委員代理】 高校の基準でいうと、かなり緩やかだったのが今までの基準だったと思いますので、やはり大学でも、あるいは専門学校でも、出席をしっかり取っているところは、出席を取るによって、学修の段階がどれだけ意欲とか知識が身につくかというところの重要性を持って出席を取っているという認識を持っていますので、そういうところにとっては、やはり5割という半分の授業出席というところが基準よりは、もう少し高いところでやる必要があるのではないかというのが私の意見ですので、決して6割よりもっと高くということではなく、今回、5割から6割に上がったということは、これは私としても評価できるというのは変な話ですが、基準としてはいいのではないかと、うふうに思っています。

【福原座長】 ありがとうございます。

学校種によっては、その教育手法や、その参加の態度にもいろいろ違いがございますので、この出席ということの捉え方は、一番ミニマムなところでございます。あとは、成績評価のところがあるかというふうに思います。私などは、人数が少なかったら、そのゼミ中に発言や質問をしなければ欠席だということがありました。審議会もそうすると、もっと活性化するかもしれません。そういう出席というよりも参加、参加型の、それは少人数だからできるわけですから、そういったところで指名をして大教室でも当てたらちゃんと答える、ちゃんと予習もしてきて答えるというようなことを促しているところもありますから、出席というのは、ミニマム、その場に居合わせてということかと思います。

また、コロナ禍でオンライン等、教育手法も大きく変わっておりますので、そういった意味で、今お尋ねして、この点で厳し過ぎたり、優し過ぎたりということがないようにということでお尋ねをしております。

ほかの先生方、いかがでしょうか。この出席率とか、あと、修得単位数のところも、今回の経緯、統計を踏まえて、若干ですけれども厳しめにというか、厳しいというよりも、適切にというふうな変更がされているかと思いますが。

よろしいでしょうか。

【吉岡委員】 すみません。

【福原座長】 どうぞ。

【吉岡委員】 最初のときに、たしか質問した記憶があるんですが、この修得単位数の基準というのは、基本的には各大学でやっぱりある程度は定めるんではたっけ。あるいは、例えば大学だったら、124単位を4学年で割ってという、そっちのほうなんですか。

【事務局】 後者のほうでございます。

【吉岡委員】 後者のほうですか。

【事務局】 124単位を毎年度31単位、4年制の場合はそうなります。

【吉岡委員】 4年制であれば、124単位の4分の1だから、基本的には31単位と。

【事務局】 はい、さようでございます。

【吉岡委員】 そういう考え方ですね。

【福原座長】 「警告」が意味をなさないようにしないといけないなど。最少の在学年数ではもう修了できないよということが分かるというラインと、ここの要件とがあまり変わらなくなってきたところもありましたので、その分、少し修学意欲をさらに高める

必要がある。もう留年しなければならないんだというところと変わらないようでは、ちょっと修学意欲を維持し高めるという要件としては機能していなかったのではないかという反省で、少し上げましたけれども。

ほかに何か、オンラインのほうからでもどうぞ。議論を進めてまいりますけれども、報告書案の点検のページ数を進めてまいりますけれども、遡ってでも結構ですし、また、さらに付け加えて、先のほうで書いてあることでも構いません。関連して御発言いただければと思います。

それと、一番問題がありますその次です。問題というか、議論がありました。(3) のGPA等の学修成果に関する客観的な指標に係る要件ということで、ここの部分につきまして、いかがでしょうか。

【室橋委員】 ずっとこの部分をコメントしてきていたので、最初にコメントさせていただきましても、結論としては、この形でいいのかなというところで、やや人数が増えるので、これが必要以上に増えてしまうのではないかという懸念は正直あるはあるんですけども、ただ、ここで書かれているより、「停止」の効果検証が必要というのもおっしゃるとおりで、あまり年単位でしていくのも、あまり望ましくはないと思うので、この形でいいのかなというのは思っているところです。

【福原座長】 両角先生、御意見があるようですが、どうぞ。

【両角委員】 これに対しては、今の室橋委員と同じ感触を持っています。このGPAのところも、先ほどの出席率とか、修得単位のところもそうなんですが、不慮の事情としてというような、具体的に示すようなものがあまりに複雑になっていくとどうなんだろうかというところが気になっています。Q&Aであまり細かく書いてあっても、どこに当てはまるかということが、学生さん本人も、大学側の御担当者の捉え方によっても変わってしまっていると、ちょっと問題なのではないかなという気がしております。できるだけいろいろな方を、対象者も広がることで、受けられなくなる子がなくならないようにしようという配慮であるということは分かるのですが、その辺がもうちょっと明確に示されるとかしなにと、現場も混乱するというか、一番困るのは打ち切られたり、停止になってしまう学生さんかなという点を懸念しました。Q&Aにおいて書いてあるということなのですからけれども、もし可能であれば、ここにももう少し具体的に書き込んでもいいのではないかなというような印象を持ちました。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

ここの議論につきましては、2つの方向で御議論が進んだかに思います。今まきにおっしゃったようなところで、GPAが、別に対象学生に順位をつけているというだけではなくして、教育体系、カリキュラムにおける学生の位置づけを明らかにして、本人も、学修、教育体系の中でのいろいろな対応をしていってもらうためにもあるという、そういう方向性と、もう1つは、これは結果として成績が全部出てからしか分からないので、その前に学生が修学意欲を高めるということはできないのではないかとということもあったので、そういう両面から見て、いろいろな特殊な事情というか、できるだけ学生たちに予見可能性を高めるという必要もあるという意見があります。その予見可能性を高めるという意見の1つに、今、先生がおっしゃったように、不慮の事態とか、あるいは、学修過程の特殊性とかといったようなところで例外的なものがあれば、やはりあらかじめしっかりと示しておいてあげることが必要ではないかと。何か起こってから、例えば、異議申立てが出てきてから判断するというよりは、示しておいたほうがいいだろうというんですが、報告書の段階で、どこまでそれを上げることができるかが不分明でありますし、今から少し各団体から御議論いただいたこれまでの経験値から拾い出すということもできるかと思いますが、もう少しそこは、両角先生の御意見の方向で、各意見や現場の経験を集めてみる必要があるかなというふうにも思いました。

でも、貴重な御意見ですので、その点、もしもう少し具体的に書き込めれば書き込んでいきたいと思ひますし、ほかの委員の方々でも、こういうアイデアがありますよという御指示があれば頂戴したいと思ひます。また、両角先生も何かアイデアがあれば、御教示いただければというふうに思ひます。

どうぞ、今の点でも、ほかの点でも、委員の先生方、いかがでしょうか。このGPAのところは、本当にいろいろな御意見をいただきました。

はい、どうぞ。

【仁科委員】 11ページでも、12ページでもそうなんですけれども、12ページでいくと、一番最後の括弧の中の一番下のところに、2行で、十分な予見可能性を持つことができるよという書き方をしているので、私はこれでいいかなと思ひています。これは別に報告書にどうこうではないんですが、例えば、ある学部の下から4分の1のGPAの値が、大体毎年、僕はあまり変化しないと思ひているんですけれども、どのぐらいに変わるものかというのを数年データを取ってみれば、これが本当に予見可能性になっているのかも検証でき

るかなと思うので、もしできれば、全ての大学は必要ないと思うんですけども、大体、ずれても0.1ぐらいじゃないかなと思っているんですけども、その辺をもし何か確かめられれば、また次に何かあったときのために……。

【福原座長】 ありがとうございます。

御意見、また、御示唆いただくことがございましたら、何なりと。

では、進めてはまいりますけれど、またフィードバックしていただいても結構でございます。

(4) にその他の学業要件というところがございますが、ここは特段変更はございませんが、特例の維持を明記し、さらに、例外的な扱いの不慮の事由というところを、先ほどの両角先生の御指摘にも共通いたしますけれども、過去の実績等を踏まえて、もう少し具体的に、大学側にこういう例があるよと、その大学では経験していないけれども、ほかの大学ではこういう経験があるよということをお伝えすることも大事なことです、そういったこの辺の事例を共有する、経験を共有するということも大事だということかというふうに思います。

そういうことで、その他の学業要件については簡単にまとめてありますが、いかがですか。今回はこういうことだけでも、将来的にはこういうことも入れたらどうかとか、学生だった立場とか、大学の現場からとか、また、送り出す立場と、いろいろなお立場の方々がこの検討会議のメンバーにいらっしゃいますけれども、その他のという意味で、こういう要件が有効だよというような御示唆があればどうぞ。今回、直ちに入れるというのは、ちょっと議論がまだ尽くせませんけれども、将来に向けての御意見があっても結構でございます。よろしいですか。

どうぞ。

【吉岡委員】 この不慮の事由として何を入れるかというのは、やっぱりどこかで共有していかないとならないと思うんです。例えば、結構、私学であるのは、親が破産してしまふみたいなこと、突然そういうことが起こるというようなことがあるので、どこまでそれを認めるかとか、本人がアルバイトしなくてはいけなくなるようなことが起こるというような、結構経済的なことは起こるわけです。ただ、これもどこで線を引くかというのは、実際にはなかなか難しいところがあるかなと思います。結構深刻なことが起こるので。それはちょっと、ある程度の幅をつくって例示するというしかないと思いますけれども、それが必要だということと、やはり、ある程度共有しないと、大学によってあまり違ったり

とか、担当の窓口によって違うということが起こらないようにということは注意しておくべきことだというぐらいのことしか今は言えませんが、そういうふうなことを思いました。

【福原座長】 ありがとうございます。

逆に、高等教育において修学を断念しなければならないような事態、自然災害だとか、いろいろなそういったものの影響、あるいは今度は、社会的なそのような、例えば、授業料負担者や家計負担者における家督能力の喪失だとか、あるいは、本人そのものの健康上の理由や、いろいろなものとかという、そういった修学を断念しなければならないという逆から見た事由、それに加えて、さらに何か不慮の、今度は個別の、その人の個別の状況ですよね、そういうことはあるかもしれませんね。家だけではなくて、教育機関そのものに何か事情があって、十分な修学が不可能になった場合もあれば、いろいろな事情があるので、一律に書けなくても、そういったブロック別というか、そういう条件別に当たってみるといいかもしれませんね。

これも経験があるんじゃないですかね。各学生部や、特に先生のところも奨学金とかいろいろ扱いをされていて、奨学金を出してやりたいけれども、もう修学そのものを断念しなければならないというところもあれば、あるいは、さらに継続さえすれば、ほかのサポートがあれば修学が継続できるのではないかと、そういう修学が継続できる他の条件との兼ね合いで決めていかなければいけないというふうに思います。

具体的に大学に示すという、経験を共有しようと、経験値を高めていかなければいけない。この制度運用に当たる経験値を高めていくことが大事ですので、そういう作業を今回から始めようということで、大変いい御提案にはなっているかと思います。

どうぞ。皆さんが言わないと、座長ばかりしゃべっているようで。よろしいですか。

では、各論的には、議論した論点をまとめていただきましたけれども、今回の議論、主査を務めさせていただいて思ったのは、この制度を取り巻くいろいろな環境について、それぞれのお立場、知見が寄せられたということで、そういったものを今後の検討課題としてやはり残していこうという趣旨が、この報告書の後半に表れております。これまでの各論的な議論の結論に加えまして、ぜひこれは今後の、先ほど申し上げましたように、この大事な制度を育てていく意味においても、今回こういう意見は残しておきたいということがございましたら、何なりとおっしゃっていただければと思います。ここに書いてあることは、その骨子です。幾つかあって、これまでの広報という点でも、思い切って初等中等

教育段階、前の議論では、高校の段階でもっと話してもらいたいとか、教育委員会が制度についてもっと理解してほしいということがあったんですけども、さらに、この制度が初等中等教育におけるいろいろな経済的な格差がある児童や生徒も、こうしたら大学まで行けるんだよという気持ちで勉強に臨んでいくように周知をさせていくということが大事だという、こういう御指摘もあって、そういうものを新たに書き込みました。

両角先生、よろしくお願いします。

【両角委員】 周知の重要性は、私ももちろん必要だと思うのですが、周知以前に、やはり制度が複雑過ぎることが一番の問題ではないかと思っております。例えば、初等段階のお子さんや保護者に周知したところで、これは毎年のように変わっていますので、聞いていても結局はよく分からなくなるのではないかという気がするんですね。だから、一番大事なのは、本当に必要なところにちゃんと支援が届くように、できるだけ制度をシンプルにしていく必要があるということを一番強く訴えたいと、この議論に関わって、改めて感じました。

もちろん周知の重要性も否定しませんし、大学等の団体から出していただいた資料とかを見ますと、何とかして支援を継続できるようにしてあげたいという思いから、教職員がとても丁寧にサポートしてあげている姿がよくわかったのですが、あまりそれに依存し過ぎてはまずいだろうと感じます。現場も本当に疲弊しているというか、忙しくて、ほかにもやらなければいけないことがあるのに、きめ細やかに見て、それで回してくださいというのが最初に来るのはちょっとどうなんだろうかというところは、ちょっと引っかかりを感じました。制度自体をシンプルに、が一番大事だと思います。

以上です。

【福原座長】 ありがとうございます。

【吉岡委員】 よろしいですか。

【福原座長】 はい。

【吉岡委員】 今の両角委員のおっしゃるとおりで、JASSOの事務的なことを考えると、この会議で扱っている成績要件という今回の課題の外側のほうが問題が大きくて、いろいろな要素が入っている中でこの問題を扱っているわけです。だから、最初にちょっと出ましたけれども、多子世帯というのが入ってきて、子供は成長するものですから、その多子世帯自体が年によって変わったりするということもあって非常に複雑ですし、途中で打ち切った場合に、それを返してもらわなくてはいけないのか、そこで単に打ち切るのかみた

いなことも含めて、いろいろ非常に制度が細かくなっているのです、それも含めて全体をできるだけシンプルにしていくというのは、おっしゃるとおり、今後の最大の課題だと思います。シンプルにしていけば、多分、利用しやすくなっていくし、落ちこぼれる部分も減ってくるというふうに思いますので、それはとても重要だなというふうに思います。

【福原座長】 ありがとうございます。

【吉岡委員】 あともう1点、これも今後の検討課題のさらに外側にある問題だと思いますけれども、GPAでここでいろいろな議論になったことからいうと、やっぱりGPAが結構使われるようになっているにもかかわらず、やり方が随分違っていて、計算式とか、それから、例えば5段階にするのであれば、何をもって5段階にするのかということについての一番基本的なところぐらいは、そろそろ少し調整していったいいのかなというふうに思います。実際に、就職のときなども、成績証明書にGPAを載せるのが割とスタンダードになってきていますし、今後、それこそ大学間での学生の流動化というような話になった場合に、GPAはやっぱり1つの大きな目安だと思うんです。だから、単純に、例えば取得単位、成績を取得単位数で割るというと、取得単位数のカウントの仕方とか、それから、10点法に換算した場合だったら落第点を5に置くのか6に置くのかというようなこと。つまり、実際に今使っている制度を、一応、翻訳できる基準みたいなものをつくっていけば、それが多分、一般化されていくと思うんです。

もちろん個々の教員ですごくたくさん「A」をつけてしまう先生とかというのはあると思うんですが、それでも、そういうある一定の計算の仕方、式ぐらいのものをつくっていけば、次第に慣れてくるというか、次第に使えるようになってくるだろうと思います。現に、個々の大学で持っている奨学金や何かの判定には、GPAを使っているのはごく普通だと思うんですね。それは学部によっては、先生によって成績のつけ方が違ったとしても使っているのです、そのぐらいには最低限の使い方はできるようになってきているので、それは今後の課題といいますか、早急にその方向は考えていったいいのかなというふうに思います。

使い方を間違えると、GPAはかなり機械的なものになってしまうところもあるんですけれども、それも含めて、ある程度、そろそろ文科省主導でもいいんですけれども、一定のこれが基準の計算の仕方だよというものを示していくということは考えていいかなというふうに思っています。

【福原座長】 教育の質の保証や、厳格な成績評価といったような点については、いろいろなところで議論もされていることかと思しますので、それに関連しての貴重な御意見

かというふうに思います。

制度もできるだけ単純でいいということであれば、もうこれは多子世帯であれ、少子化であろうがなかろうが、要件をもっとシンプルにさせていただいて制度設計しなければなら
ないんですが、じゃあ、全員無償にしたときに学業要件はなくなるのかな、どうなのかな
という気もしますね。やはり、そういう意味では、この学業要件というものの果たしてい
る役割が今回問われたのではないかというふうに思っております。

どうぞ。ほかの検討課題でも構いませんけれども。

【室橋委員】 じゃあ。

【福原座長】 はい、どうぞ。

【室橋委員】 最後のP16です。やっぱり学生等の意見反映のところを入れていただいて、
大変ありがたいなと思っていまして、追加でも加えていただきましたけれども、やっぱり
アンケートが制度を修了した方にターゲットを当てたアンケート結果なので、途中で「警
告」とか「廃止」になった人たちがどう思っているのか、あと、これから利用する、まさ
に中高生だったり、その保護者がどう思っているかというのは適切に反映させていったほ
うが、より使いやすい制度になっていくと思うので、こども基本法が去年施行されて、文
科省さんのいろいろな会議では、まだまだ現役のというか、当事者の中高生の意見は適切
にあまり聞けていないというふうに自分などは認識しているので、これを入れていただい
たのは非常にありがたいなと思っているところです。感想です。

【福原座長】 どうもありがとうございました。御意見、御感想として承っておきます。

いろいろな立場からの御意見をいただきましたけれども、市原委員、いかがでしょうか、
今回のまとめで何かお気づきの点がございましたら何なりと。

【市原委員】 今回のまとめというか、実は体験入学等々に来ていただいて、非常に多
子世帯の割合が多かったんですね。ただ、高等学校等々で、この多子世代の制度、お話
は聞いたけれども、内容的には全然分からないという親御さんや生徒さんばかりなんす
よね。

我々も説明していった、例えば、3人きょうだいで、一番上のお兄ちゃんが大学を卒業し
ました。じゃあ、これはすぐこの多子世帯から離れるのか、秋の認定から外れるのか、そ
の辺は、私どもも、どう説明したらいいのかちょっと分からない部分があったので、この
辺を教えていただきたいなと思って質問させていただいたんですが。

【福原座長】 多子世帯として保護を受けていた場合に、その保護が得られなくなると

いうのは……。

【市原委員】 一番上のお兄ちゃんが4回制の大学を卒業してしまったら、即、この制度が打切りなのか、それとも秋の認定のところまでそれは続くのか。どうなのでしょうという質問なんですけれども。

【事務局】 ありがとうございます。その辺りの分かりやすい資料やQ&Aをしっかり作って広報・周知しなければいけないと改めて思いつつ、基本的にその前の年の所得の状況が反映されるとき判定が10月の段階での判定になりますので、基本的には、秋の判定になります。Q&A等も含めてしっかり示していきたいと思っております。ありがとうございます。

【市原委員】 すみません。まだちょっと説明がなかなか難しいところ……。

【福原座長】 多子世帯の要件からいうと、一番上の子が卒業してしまえば、2人まではそれぞれで御負担いただくという範囲でしか、今、制度設計できていないですね。

【事務局】 扶養する子供の数が3人以上となりますので、一番上のお子さんが社会人になって扶養から外れた場合には、扶養する子供の数が、例えば3人から2人になった場合には、多子世帯の定義にはなりませんので、多子世帯支援からは外れるということになります。

判定の時期については、先ほど申し上げたとおりです。

【市原委員】 それが春なのか秋なのかというのが……。

【事務局】 基本的に秋になります。

【市原委員】 秋なんですね。

【福原座長】 秋というのは……。

一番上のお兄ちゃんかお姉ちゃんが卒業しても、その子ということですよね。その子の授業料は、だけど、2人目、3人目に影響が出る。だって、一番上はもう……。

【市原委員】 例えば、一番上のお兄ちゃんじゃなくて、下の2人にこの制度が使われていた場合とか、どうなるのかというのも、そういう可能性もありますよね。

【福原座長】 なるほど。多子世帯の要件だけではなくて。

【事務局】 例えば、3人きょうだいで、3人とも扶養されていて、上2人が高等教育で学んでいる。その場合は2人とも対象になる。2人目の方は、一番上の方が支援を受けている扶養の間は支援されますけれども、扶養から外れたら、支援からも外れることになります。

【市原委員】 ただ、その時期が知りたかったんです。

【事務局】 そのこの時期については、9月末の判定になりますので、外れるのは10月からになることになります。

【市原委員】 ということでですね。

【事務局】 はい。

【市原委員】 はい、分かりました。

【福原座長】 そういう意味ですね。

どうも、具体的な事例で明らかにしていただいた。運営上、そういったところ分りにくいという御指摘ですね。

ほかに。それぞれの方々にもお声、関心いただきましたので、ほかに何か御意見がございましたら、承りますが。

あるいは、最終回なので、こんな御意見を聞きたいとか何とかありますか。よろしいですか。

何か事務局のほうでまとめていて、今日のものに関しても御説明を個別にいただいたことだと聞いておりますけれども、そういった中で、さらに今日、御意見をいただきたいような論点が残ってございましたら。よろしいですか。

時間があれば、お一方ずつからさらに御意見をいただこうと思っていたのですが、もうお一方ずつ御指名してまで御意見をいただかなくても、十分御意見をいただけたのではないかというふうに思います。ありがとうございます。

本日の御議論も踏まえまして、報告案につきまして、修正も幾つかせねばならないということも私も認識をいたしました。その点、恐縮ですが、私、主査と事務局のほうで、本日の御議論を踏まえて修正をさせていただきたいというふうに思います。何か御質問の趣旨、御意見の趣旨をお尋ねすることもあるかもしれませんが、原則、本日の議事録等を点検して、私と事務局のほうで必要な修文をさせていただき、私、座長のほうに御一任いただくという形でまとめ上げたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【福原座長】 ありがとうございます。

では、そのような形で、内容の精査と文言等の表現等の最終確認をした上で、近日中に公表をさせていただきたいというふうに思います。

これに当たっては、やっぱり念のために、公表の前に、事務局から委員の皆様に改めて、いついつこれを公表するという連絡をしてください。

それでは、本日は、取りまとめの会議ということでございますので、最後に、池田高等教育局長から、一言、御意見をいただければと思います。

【事務局】 高等教育局長の池田でございます。委員の皆様方には、お忙しい中、精力的に御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

2月の発足以来、今日で4回目でございますが、おかげさまで、修学支援新制度の学業要件の在り方について、おまとめいただいたと思います。

私どもとしては、まずは、令和7年度からの多子世帯の授業料無償化等を進めていく。今日まとめていただいた具体的な方向性に沿って詰めていくこととなりますけれども、同時に、今日、後半、少し御議論いただいた今後の検討課題も非常に大きな意味があると思っております。制度がかなり複雑になっているとか、ここでやる内容ではないかもしれませんが、GPAをはじめ、高等教育の質の保証、向上に関する御意見も出てまいりましたので、これは必要に応じて、中教審での議論などにも反映させていきたいと思っております。

今、修学支援新制度は、令和6年度から少し拡充をしつつあり、また、今回、令和7年度の学業要件の議論をしていただいたわけですが、昨年暮れのこども未来戦略会議では、6年度、7年度の実施状況や効果などを検証しつつ、さらに適切な見直しを行う、第1弾、第2弾が6年度、7年度から着手するとすれば、第3弾、その先のことを、まさに効果などを検証しつつ、その先を検討するということになっておりますので、特に今日の後半の今後の検討課題でいろいろ出していただいた御意見も含めて、この修学支援の全体がより多くの学生のためになるよう運用していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

この検討会議自体は本日をもって一応終了ということになりますけれども、委員の皆様方には、いろいろな場面を通じて、また引き続き、御指導、御協力をいただくこともあろうかと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【福原座長】 どうもありがとうございました。

まだ委員の皆様方にはお願いがいろいろあるそうでございます。よく御承知おきいただきたいと思っております。

さて、時間は少し余っておりますけれども、4か月にわたる御議論、いろいろな立場から御経験を生かしていただきましての御議論、ありがとうございました。

座長の務めを十分に果たせたかどうかは存じませんが、第4回、最終回の検討会議

をこれで閉会とさせていただきます。皆さん方に改めて御礼を申し上げまして、閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

—— 了 ——